

機器等の一括承諾に関する手続きと運用について

平成 28 年 1 月 4 日

西日本高速道路株式会社

1. 目 的

機器等の一括承諾とは、西日本高速道路株式会社管内の施設工事において、複数の工事で重複して行われている機器や材料（以下「機器等」）の製作前の承諾、検査方案書の承諾、試験成績の確認等の業務を予め一括して実施し、性能が適合した製品には一括承諾通知書を発行するものです。それ以降の各工事では、この通知書に機器仕様の設計図書や検査成績表を添付することで従来の承諾の手続きを提出に置き換えることで、①確認、検査に要する業務量の軽減 ②確認、審査から承諾までの時間短縮 ③審査や確認を一元化することでの機器等の一定の品質確保を目的としています。

2. 対象とする機器等

西日本高速道路株式会社が制定する施設機材仕様書集に示す機器等のうち、毎年度複数の工事で使用される機器等であること、かつ、道路用として予め製造者側に規格品があるものを対象とします。なお、対象とする機器等名は別途HP等で公表するものとします。

3. 実施形態

機器等の一括承諾申請者（以下「申請者」）の申請によります。

4. 手続き

4-1. 申請者からの申請

申請の申し込みは、下記のとおりとします。

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ 18 階

NEXCO 西日本 本社 技術本部 施設部 施設技術課

申込みは、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。（但し、12/29～翌年 1/3 は除く）

4-2. 申請書類

申請書類は、様式－１のとおりとします。

4-3. 申請できる者

別途HP等で公表する機器または材料の製造者または製造を予定している者。

4-4. 申請受理の要件

申請は、以下の要件を確認し、要件を満たすものについて申請書類を受理するものとする。なお、技術資料の審査確認、及び、性能確認試験の段階においても承諾に適さないと判断された場合は、その理由を付して申請を取り消す場合があります。

1) 申請内容に不備（記載事項の遺漏）がないこと。

2) 一括承諾希望の機器等が西日本高速道路株式会社が制定する施設機材仕様書集に定められた機器または材料で、かつ承諾者が別途定める対象機器であるこ

と。

- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等から排除要請が行われ、その状態が継続している者

4-4. 申請内容のヒヤリング

受理した申請書について、機器等の仕様や自主検査、性能確認検査の方法等の技術的内容、今後のスケジュール等についてヒヤリングを実施します。なお、ヒヤリングの実施については、申請者の担当者と、申請の受け付けた施設部施設技術課の担当者間で調整を行い、日程等を決定し通知します。また、この際に、技術資料の審査確認及び性能確認試験の検査を担当する検査員等についてもあわせて通知します。

4-5. 必要経費

技術資料の作成及び性能確認試験の実施に必要な全ての費用は申請者の負担とします。但し、検査員等の工場立会い検査等に伴う出張費用等は除きます。

5. 技術資料の提出及び承諾

5-1. 提出を要する技術資料

申請者は、機器等について一括承諾を受けようとする場合、製作前のものについては、その機器等の設計図面、機器製作仕様書等の技術資料の提出を行い機器等の製作について承諾を得る必要があります。（様式－2）

なお、製作途中のものや製作実績のあるものを一括承諾の対象とする場合は、当該機器等を製作する際に作成された設計図面、機器製作仕様書等の図書を対象に審査確認を受けることもできます。

5-2. 技術資料の審査確認について

技術資料の審査確認の過程で、記載の誤りや資料の不足が確認された場合は、その理由を付して、技術資料の再提出をお願いする場合があります。

5-3. 技術資料の承諾について

技術資料の審査確認により、その内容が妥当と判断された場合は、技術資料の承諾を通知します。

6. 性能確認検査

6-1. 性能確認検査

申請者は、機器等について実機を用いた性能確認検査を受ける必要があります。
この検査の実施前に、予め当該機器等の施設機材仕様書集に記載された機器承諾前
検査や機器完成時検査の各種検査項目を網羅した自主検査結果報告書及び性能確認
検査方案書の承諾を得ておく必要があります。（様式－３）

6-2. 自主検査結果報告書の審査確認について

自主検査結果報告書の審査確認の過程で、記載の誤りや資料の不足が確認された
場合は、その理由を付して、技術資料の再提出をお願いする場合があります。

6-3. 性能確認検査の実施について

提出された自主検査結果報告書の審査確認を行いその内容が妥当と判断された場
合は、性能確認検査の実施について通知します。

6-4. 手直しについて

性能確認検査において仕様や条件を満足しないと認められた場合は手直し指示を
行うことがあります。この場合、期限を決めて手直しを指示するものとし、手直し
が完了したときは、直ちに手直しが完了した部分について検査を実施します。

6-5. 性能確認検査結果の提出について

自主検査及び性能確認検査の結果を取りまとめ、性能確認検査結果報告書として
提出し承諾を得る必要があります。（様式－４）

6-6. 性能確認検査報告書の審査確認について

性能確認検査結果報告書の過程で、記載の誤りや資料の不足が確認された場合は、
その理由を付して、検査結果報告書の再提出をお願いする場合があります。

7. 一括承諾通知

7-1. 一括承諾の通知について

技術資料及び性能確認検査結果報告書の内容が仕様及び性能を満足がすることが
確認できた場合は、申請のあった機器等について一括承諾の通知を行うものとしま
す。

7-2. 一括承諾通知の取扱い

一括承諾通知については、会社が発注する工事のみで有効であることとします。
また、一括承諾通知が行われた旨を対外的に公表してはならないこととします。

8. 工事における取扱い

8-1. 一括承諾された機器等の工事における取扱い

一括承諾を受けた機器等の、各工事での取り扱いは下記とします。

- 1) 機械設備工事共通仕様書または電気通信工事共通仕様書に示す、機器等の仕様及び各種検査方案書・検査結果報告書の確認、承諾に要する手続きは、使用届の提出により、省略します。
- 2) 機器等の製作前には、承諾された技術資料及び性能確認検査結果報告書、一括承諾通知の写しの提出をもって、自主的に機器等の製作ができます。

8-2. 一括承諾を受けていない機器等の工事における取扱い

一括承諾を受けていない機器等は、機械設備工事共通仕様書・電気通信工事共通仕様書等による、機器等の仕様及び各種検査方案書・検査結果報告書の確認、承諾に要する手続きを実施するものとします。

8-3. 現地条件による機能、仕様の変更

一括承諾を受けた機器等の一部の機能や仕様を変更して製作を行う場合は、変更部分の機能や仕様の確認のみ、各工事において、確認、承諾の手続きとします。

9. 一括承諾の有効期限

9-1. 西日本高速道路株式会社が制定する仕様書の改定

当該機器等について、西日本高速道路株式会社が制定する施設機材仕様書集の次回改定までの間とします。ただし、当該仕様書類の改定内容が、性能や機能に大きな変更が生じないと判断される場合は、申請者と確認を行い新たな一括承諾の必要の有無について決定するものとします。

9-2. 申請者側の理由により機器の設計条件や製作仕様が変更された場合

申請者が一括承諾を受けた機器等の設計条件や機能仕様の変更を行った場合には、原則として新たに一括承諾を受ける必要があります。ただし、変更の内容が性能や機能に大きな変更が生じないと判断される場合は、申請者と確認を行い新たな一括承諾の必要の有無について決定するものとします。

10. 秘密の保持

一括承諾の手続き及び運用にあたり知り得た申請者の秘密情報については、善良な管理者の注意をもって、漏えいの防止その他適切な管理に必要な措置を講じることとします。

以 上

年 月 日

機器等の一括承諾申請について

西日本高速道路(株)
技術本部長 殿

社 名
代表者名 印

	担当部署名					
	所在地					
	担当者 (2名を登録)	担当者①	役 職			
			氏 名			
			電 話 番 号			
			e-mail			
		担当者②	役 職			
			氏 名			
			電 話 番 号			
			e-mail			
承諾対象機器承諾検査	西日本高速道路(株)発行の施設機材仕様書集の番号と名称					
	仕様書名					
	仕様書番号		施仕第 号			
	装置名①	機器型式名				
		機器設計完了予定日		年 月 頃		
		機器製造完了予定日		年 月 頃		
		製造工場				
	装置名②	機器型式名				
		機器設計完了予定日		年 月 頃		
		機器製造完了予定日		年 月 頃		
		製造工場				
	装置名③	機器型式名				
		機器設計完了予定日		年 月 頃		
		機器製造完了予定日		年 月 頃		
		製造工場				
	検査に関する事項	機器製作承諾願提出予定日				
		機器製作予定期間		年 月 ～ 年 月を予定		
		自主検査方案書提出予定日		年 月 頃		
工場自主検査完了予定日		年 月 頃				
承諾検査希望日		年 月 頃				
承諾検査実施場所		年 月 頃				

注 1) 承諾検査希望装置が多い場合は、装置名の欄を増やして記載のこと。
注 2) 日程等は見込みでよい。

年 月 日

機器等の一括承諾に係る技術資料の承諾願について

西日本高速道路(株)

検査責任者（施設部長） 殿

社 名

代表者名

印

下記機器の技術資料を一括承諾のため提出するので、審査の上承諾をお願いします。

機 器 等 名	機器型式名 品質・規格	西日本高速道路(株) 施設機材仕様書集番号	製 造 工 場	製造開始 予定時期
		施仕第 号		

〔添付書類〕

- ・ 技術資料
 - － 機器等設計図面
 - － 機器設計仕様書
- ・ 自主検査方案書

以 上

年 月 日

機器等の一括承諾に係る性能確認検査願について

西日本高速道路(株)

検査責任者（施設部長） 殿

社 名
代表者名 印

下記機器の一括承諾のため性能確認検査願をお願いします。

機 器 等 名	機器型式名 品質・規格	西日本高速道路(株) 施設機材仕様書集番号	製 造 工 場
		施仕第 号	

〔 添付書類：参考 〕

- ・ 自主検査結果報告書
- ・ 性能確認検査方案書
- ・ 性能確認検査実施予定表

以 上

年 月 日

機器等の一括承諾に係る性能確認検査結果の提出について

西日本高速道路(株)

検査責任者（施設部長） 殿

社 名

代表者名

印

下記機器の一括承諾のため性能確認検査を実施したので検査結果を提出するので、審査の上、一括承諾の手続きをお願いします。

機 器 等 名	機器型式名 品質・規格	西日本高速道路(株) 標準仕様書番号	製 造 工 場
		施仕第 号	

〔 添付書類 〕

- ・性能確認検査結果報告書

以 上